新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設の 整備手法等について

新川崎・創造のもり 産学交流・研究開発施設については、次の整備手法等による実施を 予定しております。

整備・事業運営手法の概要について

- ①事業用地に事業用定期借地権を設定し、民間事業者に貸し付け
- ②民間事業者による施設の設計、建設を実施
- ③中小企業・ベンチャー企業をメインとしたインキュベーション機能としての研究・オフィススペース、 大会議室、飲食・物販スペース等を、創業支援の強化等及び民間事業者との適切なリスク分担 設定の観点から、本市が取得
- ④市買取部分については、公共施設として指定管理者制度により管理・運営を実施
- ⑤大企業の研究開発部門等をメインとした研究・オフィススペースは、民間事業者が建設後も引き続き、 民間施設として管理・運営を実施

2 事業概要図

